

特定非営利活動法人ひろしま NPO センター

会員規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人ひろしま NPO センター（以下「法人」という。）は正会員、協力会員との間に本規約を定め、これにより法人の運営を行う。

(会員の定義)

第2条 正会員とは、法人の趣旨目的に賛同し、総会において議決権を行使する意思を持った個人または団体の会員をいう。

2. 協力会員とは、法人の趣旨目的に賛同し、議決権を有さない個人または団体の会員をいう。

(入会)

第3条 入会の申込をする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、法人に FAX、電磁的方法、または直接提出することとする。申込書の受領後 28 日以内に年会費を振り込み、その入金日を以て入会の成立とする。

(年会費)

第4条 年会費は次のように定める。

(1) 正会員	非営利組織（NPO）・個人	年会費 5,000 円
	行政・企業	年会費 30,000 円
(2) 協力会員	非営利組織（NPO）・個人	年会費 3,000 円
	行政・企業	年会費 10,000 円
(3) 原則として入金した年度の年会費とするが、事務局長が承認した際は翌年度の年会費とす ることができる。		

(入会の拒絶)

第4条 法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合
- (3) 暴力団関係者または、反社会的勢力に与する者であった場合
- (4) 年会費を指定期限日を過ぎても未納の場合

第6条 会員資格及び有効期間は次のように定める。

- (1) 会員資格有効期間は、当法人の事業年度（4月1日から3月31日）とする。会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受付け、入金のあった日とする
- (2) 前項に定める有効期間は、会員又は法人から申出がない限り、入会年度の年度末までとす

る。

(3) 会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。

(4) 団体で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面又は電磁的方法をもって法人に通知する必要がある。

(5) 会員資格の譲渡、貸与、売買等をすることはできない。

(表決権)

第7条 総会は、法人定款に定めるとおり正会員をもって構成し、協力会員は議決権を有さない。

(会員情報の変更)

第8条 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

2. 前項の届出がなく会員が不利益を被った事柄に関し、法人は一切の責任を負わないものとする。

(会員情報等の公開)

第8条 法人は会員情報を原則として外部に公開してはならない。

2. 会員の発言等が第三者に不利益を及ぼすと判断したときは、会員のプライベート情報を警察または関連諸機関などに通知することがある。また、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、またはこれらに準じた権限を有する機関から、法令の規定に基づき会員のプライベート情報やアクセスログに関する情報公開を求められたときは、必要に応じて情報を開示することがある。

3. 会員は当法人の上記対応が法令に従って行われる限りこれに意義をとなえないものとし、法人は責任を負わないものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 本人から退会の申出があったとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、滞納したとき

(4) 本規約に違反したとき

(5) 除名されたとき

(除名)

第11条 法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがある。

(1) 法人の定款等に違反したとき。この会員規程に違反したとき

(2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合

(3) 法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(4) その他、法人が会員として不適切と判断した場合

(退会)

第12条 会員は、法人が別に定める退会届またはそれに準じる電磁的方法を含む書面を提出することにより、任意に退会することができる。

(拠出金品の不返還)

第13条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(禁止事項)

第14条 会員は、法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、第三者もしくは法人の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為
- (3) 法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為
- (4) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。その他、不適切と判断されるすべての行為

(免責)

第16条 法人に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、法人は一切責任を追わないものとし、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとし、法人にいかなる迷惑または損害を与えないものとする。

(損害賠償)

第17条 会員が本規定及び本規定に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって法人が損害を受けた場合、当該会員は、法人が受けた損害を法人に賠償することとする。

2. 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

(会員規程の変更)

第18条 法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規定を変更することがある。

付　　則

1. この規程は2021年3月26日から施行する。